

市川市保育所等事故防止推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等の安全かつ安心な保育環境の確保を支援するため、市内に保育所等を設置している者（社会福祉法人を除く。第3条において同じ。）に対し、予算の範囲内において、市川市保育所等事故防止推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けている保育所、同法第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けている保育所に限る。）又は市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）第29条に規定する小規模保育事業所A型をいう。
- (2) 事故防止機器 睡眠中の児童の体動又は体の向きを検知する等の機能を有する機器その他これと同等以上の機能を有する機器であって、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていること。

イ 他の保育所等において導入実績があること。

ウ その他市長が保育所等における睡眠中の事故の防止又は保育の質の確保若しくは向上につながると認めるものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に保育所等を設置している者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育所等における睡眠中の事故の防止又は保育の質の確保若しくは向上のため事故防止機器を導入する事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 満3歳未満の児童（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。以下「対象児童」という。）を対象として導入するものであること。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 対象児童（過去に補助金の交付を受けて導入した事故防止機器を使用している者を除く。）の数を超える事故防止機器を導入するものでないこと。
- (3) 一の対象児童について2以上の事故防止機器を導入するものでないこと。
- (4) 補助金の交付を受けたことがある者にあつては、交付を受けた補助金に係る第7条第1項の申請書の提出日が属する年度の末日から起算して10年を経過していること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事故防止機器の導入のために必要な購入費、リース料、導入費用その他市長が必要と認める経費（これらに係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、500,000円と補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、市川市保育所等事故防止推進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市川市保育所等事故防止推進事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象事業に要する費用の見積書及び内訳書
- (3) 事故防止機器の機能を詳細に確認できる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出は、市長が別に定める期間に行うものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに、その旨を市長に報告して、その指示を受けること。
- (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価300,000円以上の機械、器具その他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。
- (3) 市長の承認を受けて補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分し、当該財産により収入を得たときは、その収入の一部又は全部を納付すること。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (5) 補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告を行ったことにより、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した

ときは、市川市保育所等事故防止推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により、速やかに、市長に報告すること。

(6) 前号の規定による報告をした場合において、同号に規定する仕入控除税額があるときは、市長の求めに応じ、その全額を納付すること。

(7) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価300,000円以上の財産がある場合は、当該期間の経過後についても、当該財産の財産処分が完了する日又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

（決定の通知）

第9条 規則第6条の規定による通知は、市川市保育所等事故防止推進事業補助金交付可否決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（変更等の承認）

第10条 規則第8条の承認を受けようとする者は、市川市保育所等事故防止推進事業補助金交付申請事項変更等承認申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市保育所等事故防止推進事業補助金交付申請事項変更等承認可否決定通知書（様式第6号）により当該申請書の提出をした補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市保育所等事故防止推進事業補助金実績報告書（様式第7号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市川市保育所等事故防止推進事業報告書（様式第8号）
- (2) 事故防止機器の納品書
- (3) 領収書その他の補助対象事業の実施に要した費用の支払を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日とする。

（額の確定）

第12条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市保育所等事故防止推進事業補助金額確定通知書（様式第9号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 規則第16条の交付請求書は、市川市保育所等事故防止推進事業補助金交付請求書（様式第10号）によるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年12月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の市川市保育所等事故防止推進事業補助金について適用し、平成30年度分までの市川市保育所等事故防止推進事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 2 月 7 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 新要綱の規定は、令和 3 年度以後の年度分の市川市保育所等事故防止推進事業補助金について適用し、令和 2 年度分までの市川市保育所等事故防止推進事業補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の市川市保育所等事故防止推進事業補助金交付要綱様式第 1 号から様式第 3 号まで、様式第 5 号、様式第 7 号及び様式第 8 号までによる用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 4 年 1 2 月 2 2 日から施行する。ただし、改正後の市川市保育所等事故防止推進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第 4 条第 4 号の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 新要綱第 2 条第 1 号及び同条第 2 号の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。